

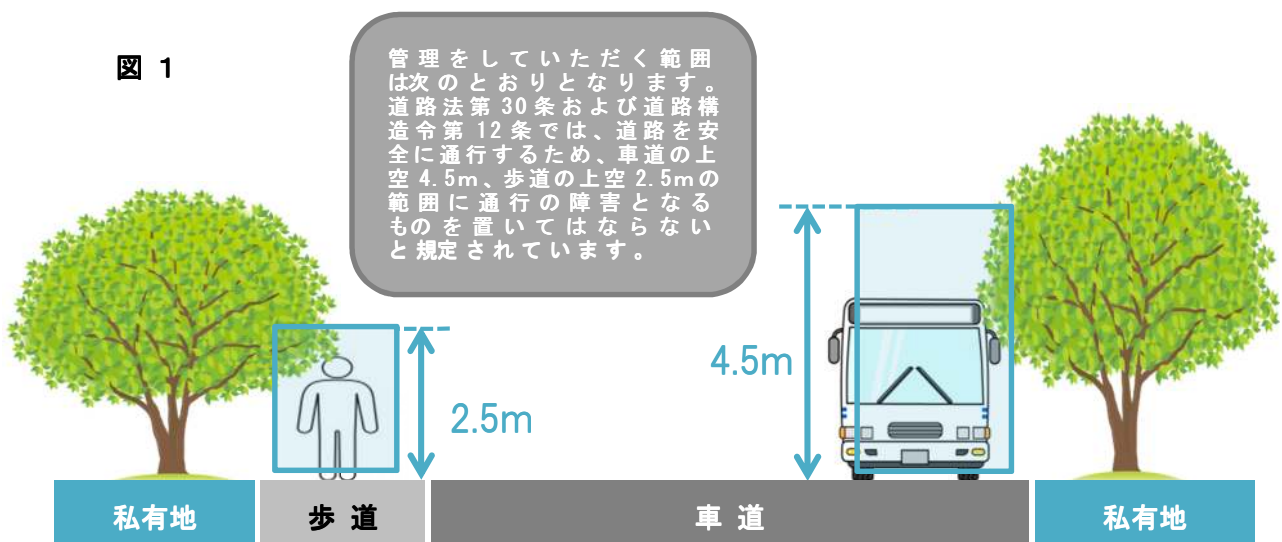
道路にはみ出した樹木等について

道路や歩道への木の枝の張り出しや倒木などがあると、歩行者や自動車等にとって、通行の支障となります。また、このことは交通事故を引き起こす原因にもなるため、民法や道路法では次のとおり解釈されています。

- 私有地から張り出している樹木は、その土地の所有者の方で剪定や伐採をお願いします。(民法233条)
- 樹木等が原因で事故等が発生した時は、占有者、所有者の方の責任として、損害賠償を求められます。(民法717条、道路法43条)

このことから、道路管理者(市)としては、樹木等の所有者の方に、適切な管理(図1参照)をお願いするものです。強風や大雨による倒木等の被害を未然に防ぐため、ご理解とご協力をお願いいたします。

※災害時やその他緊急時など道路通行に支障があると判断した場合、やむを得ず、市が伐採撤去することがあります。



＝剪定等作業時の注意事項＝

作業時には通行車両や自転車または歩行者の安全確保と、樹木やはしご等からの転落防止に十分ご注意ください。

また、電線や電話線等がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に中部電力またはN T T等に連絡、立会を行ってください。

《問い合わせ先》

〒501-3792

美濃市1350番地

美濃市役所 建設部 土木課

☎0575-33-1122 (内線212・213・214)